

個人情報保護法の 逐条解説〔第4版〕

宇賀克也

2013年10月刊/542頁/3990円(税込)



編集
担当者
から

読者の中には、個人情報保護法の条文を見たことがない方もいると思います。確かに講義や行政法のテキストで扱われる割合は大きくありません。しかし情報通信技術の量的・質的な発展により、好むと好まざるとにかかわらず個人情報の利用は爆発的に拡大しています（これを書いている今も、弁護士会が行った転居先照会を日本郵便が拒否した事例の裁判例が報じられました〔10月25日〕。本書の23条の解説を参考にその当否を考えてみて下さい）。個人情報とは何か？ どう利用するか？ 不適切な利用にどう対処するか？ という問題——市民である私たちも、こうした問題を漠然と捉えるのみではなく、条文に沿った法的観点からの議論にも触れ、考えてみる必要があるのではないかと感じています。

本書は、個人情報保護法とそれに関連する法令について、豊富な裁判例とともに適切な解説を付すことで、詳細かつ体系的な理解を可能としています。特に第4版では、個人情報保護法制において、2013年5月に公布された「共通番号法」が有する特例としての位置づけを解説していただきました。イザ！というときすぐ参照できるよう、ぜひそばに置いてほしい1冊です。（井植）

Point!

P

ヨコ書きになり、ますます見やすくなりました。

【第1章】 個人情報保護法の逐条解説

の作成・公表が努力義務にとどめられていることとの均衡等を考慮して、個人情報保護指針を遵守させるための措置を講ずることも努力義務にとどめている。

〔目的外利用の禁止〕

第44条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

① 「認定業務の実施に際して知り得た情報」

認定個人情報保護団体の主たる業務は、対象事業者の個人情報の取扱いに係る苦情の処理（37条1項1号）である。そのため、本人等からの苦情相談に応ずる過程においても、対象事業者からの説明・資料提出（42条2項）を通じて、さまざまな情報を知ろうとする立場にある。また、個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導を行う過程等においてもさまざまな情報を知る可能性がある。ここでは、「個人情報」ではなく、「情報」と規定されているので、対象事業者から提出された資料等に含まれる法人等の情報も念頭に置かれている。また、「情報」は秘密である必要はなく、非公知である必要もない。

② 「認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない」

「認定業務の用に供する目的以外」とは、認定個人情報保護団体が認定業務以外の業務を行っている場合に当該業務の用に供する場合（ダイレクトメールの用に供する等）のみならず、不当に利益を得る目的で当該情報を名簿業者に売却したりする場合等、認定業務の用に供する目的以外の一切の場合を含む。ただし、認定業務の実施に際して知り得た個人情報を匿名化して本人が識別されないようにして、苦情処理事業の例として対象事業者に情報提供したり（37条1項2号）、個人情報の適正な取扱いの確保のための調査研究等（37条1項3号）に用いることは可能である。

認定個人情報保護団体が、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用する可能性があるれば、個人情報漏えいを恐れる国民は、認定個人情報保護団体への苦情の申出を躊躇し、対象事業者も、認定個人情報保護団体に対する資料等に含まれる法人等の情報が漏えいするおそれがあれば、資料等の提出に懸念を覚えるであろう。それでは、認定個人情報保

【第2章】 認定個人情報保護団体の認定・業務の実施

第44条（目的外利用の禁止）・第45条（名称の総称制限）・第46条（報告の徴収）
護団体の制度の円滑な運営は期待しがたい。そこで、認定個人情報保護団体のための信用を確保するため、認定業務の実施に際して知り得た情報の目的外利用を禁止しているのである。

〔名称の使用制限〕

第45条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

① 「これに紛らわしい名称」

「認定プライバシー保護団体」「認可個人情報保護団体」「指定個人情報保護団体」「認定個人情報保護協会」である。

② 「用いてはならない」

認定を得るか否かは任意であるため、認定を得ずに認定個人情報保護団体と同一の業務を行うことまで禁じられているわけではない。しかし、認定を得ずに認定個人情報保護団体と同一の業務を行う者が、認定個人情報保護団体という名称またはこれに紛らわしい名称を自由に用いることを認めれば、信憑できる苦情処理団体を国民に示すという認定個人情報保護団体制度の目的が損なわれることになる。そこで、認定個人情報保護団体という名称またはこれに紛らわしい名称の使用を制限しているのである（名称使用制限の他の例として、金融商品取引法79条の15、道路交差法108条の32の2第3項参照）。

他方、認定個人情報保護団体にこの名称を使用することを義務づけているわけではない。これは、認定制度が任意のものであること、認定個人情報保護団体の公示されることを制約したからである。

〔報告の徴収〕

第46条 主務大臣は、この法の規定の履行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

① 「この法の規定の履行に必要な限度において」

本法4章2節が定める認定個人情報保護団体の義務等の履行を確保する上で、